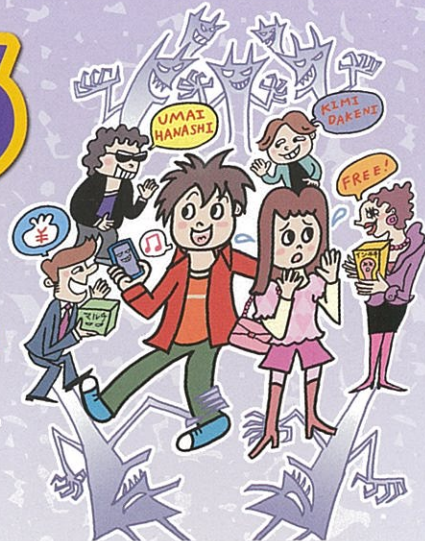


気をつけて!

若者を狙う 悪質商法



悪質業者は、社会経験の浅い若者を狙って、言葉たくみに近づいてきます。
若者がターゲットにされやすい消費者トラブルの手口を知り、
自分の大切な財産を守る力を身につけましょう。

キャッチ セールス

街中でアンケートなどを理由に声をかけ、事務所やイベント会場に連れて行き、サービスや商品の契約をせまる手口です。本来の目的を隠して誘いかけ、呼び込んだあとは逃げられないよう数人で囲み、契約するまで帰さないという雰囲気です。



- 道で知らない誰かに誘われてもついていけない。特に「勧められると断りにくい」というタイプの人は絶対にダメ。
- 誘いによってしまってから「危ないかも」と気づいたら、とにかくすぐに逃げる。

マルチ 商法

販売組織に加入した人が友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やし商品を販売。「会員を増やせば自動的に利益が得られる」などのうたい文句で誘いますが、入会金や商品の購入代金がかかるうえ、大量の商品在庫を抱えてしまう場合がほとんどです。



- 「自動的にもうかる」「月に100万円稼ぐ人もいる」などの甘い言葉は疑ってかかること。
- 知人や先輩から勧誘されても、「断りにくい」などと遠慮しない。あやしいと感じたらキッパリ断ろう。

架空請求

「アダルトサイト入会金」や「出会い系サイト利用料」などの名目で、利用した覚えのないサービスの利用料などを請求してきます。請求方法は、ハガキのほかにメールや電話もあり、「最終通告」「〇日までに連絡がこなければ裁判所に〜」などと脅してきます。



- 架空請求の一番の対策は、無視すること。
- こちらから連絡してしまうと、個人情報を知られてしまうため、一切連絡しない。

消費者ホットライン

身近な相談窓口につながります

イヤヤ!
☎(局番なし) **188** 番

大和市消費生活センター

※電話または来所にて相談してください

☎046-260-5120

【相談時間】 月～金曜日 (休日・年末年始を除く) 9:30～12:00 / 13:00～16:00